令和8年度　筑紫野市認可保育所の保育料・副食費徴収金額表

更新日：令和8年9月1日

入所児童の属する世帯の階層区分			月額保育料（円）												月額副食費（円）					
階層区分	定義		3歳未満児（0,1,2歳児）												3歳以上児（年少,年中,年長）					
					57,700円以上の世帯		57,700円未満の世帯		ひとり親世帯 在宅障がい児(者)がいる世帯							57,700円以上の世帯		57,700円未満の世帯	ひとり親世帯 在宅障がい児(者)がいる世帯	
					小学生以上を含めない		小学生以上を含める				所得割課税額77,101円以上の世帯は小学生以上を含めない		所得割課税額77,101円未満の世帯は小学生以上を含める			小学生以上を含めない		小学生以上を含める	所得割課税額77,101円未満の世帯は小学生以上を含める	
			1子目		在園児2子目(※)		2子目		1子目		2子目		2子目		1子目	在園児2子目(※)	在園児3子目(※)	2子目以降	1子目	2子目以降
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間						
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0		0		0		0		0		0		免除			免除	免除	免除
第2階層	市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	非課税世帯																		
第3階層		均等割のみの世帯	14,200	14,000	7,100	7,000	7,100	7,000	6,600	6,500										
第4階層		48,600円未満の世帯	19,500	19,300	9,750	9,650	9,750	9,650	9,000	9,000										
第5階層		57,700円未満の世帯	30,000	29,600	15,000	14,800	15,000	14,800	9,000	9,000										
		77,101円未満の世帯	30,000	29,600	15,000	14,800	15,000	14,800	9,000	9,000										
		97,000円未満の世帯	30,000	29,600	15,000	14,800	15,000	14,800	30,000	29,600	15,000	14,800			徴収	徴収	免除		徴収	徴収
第6階層		169,000円未満の世帯	44,500	43,900	22,250	21,950	22,250	21,950	44,500	43,900	22,250	21,950								
第7階層		301,000円未満の世帯	53,000	52,250	26,500	26,120	26,500	26,120	53,000	52,250	26,500	26,120								
第8階層		397,000円未満の世帯	61,000	60,100	30,500	30,050	30,500	30,050	61,000	60,100	30,500	30,050								
第9階層		397,000円以上の世帯	79,850	78,650	39,920	39,320	39,920	39,320	79,850	78,650	39,920	39,320								

●寄付金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除などは適用しません。

●第2階層には、教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯を含みます。

※ここでいう在園児とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・地域型保育事業・企業主導型保育施設を利用または通所している児童のことです。

※小学生以上を含める場合で、生計を一にする上の子どもが別居の場合は、生計を一にすると客観的に判断できる書類(学生証の写し等)を提出ください。

※上の子どもの収入や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

※第3子以降については、原則保育料無償となっております（保護者と生計が同一で、監督・看護される者が3人以上いる場合に限ります）。